

相続税の納税猶予に関する適格者証明願必要書類一覧

(令和8年5月作成)

図 書	説 明	チェック
相続税の納税猶予に関する適格者証明願 【原本2部】	共通様式。必要部数すべてに押印してください。 右上の相続人氏名欄に、本人申請の場合(使者差向けの場合を含む)は相続人の連絡先を、代理申請の場合は代理人の連絡先を付記してください(名刺などに代えること、メモ書き程度でも可)。	
特例適用農地等の明細書 【2部】	共通様式。別表1	
障害等の状況についての申告書 【2部】	共通様式。別表2(必要に応じて)	
相続税の納税猶予に関する適格者証明書チェック表【1部】	共通様式	
位置図(案内図) 【原本又は複写(コピー)1部】	都市計画図(1/2500)その他の地図(特例適用農地が明らかであれば、インターネット上の地図なども可)に <u>特例適用農地及び自宅からの経路を朱書きで明記してください。</u> ※ 都市計画図は、都市計画課(西館3階)で購入できます。	
公図(地番表示図) 【原本又は複写(コピー)1部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの <u>特例適用農地を朱書きで囲んでください。</u> ※ 公図は、法務局又は市税務課(本館3階)で購入できます。	
相続したことが確認のできる書類 【原本又は複写(コピー)各1部】	【相続登記が済んでいる場合】 ・ 特例適用農地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。法務局で3ヶ月以内に交付を受けたもの。自身でインターネットより出力したものは不可) ・ 住民票の写し(全部事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合。3ヶ月以内に交付を受けたもの) 【相続登記が未済の場合】 ・ 遺産分割協議書(印鑑証明を含む。複写(コピー)を提出する場合は、原本を提示してください。) 【参考として次の書類も添付してください。遺産分割協議書の複写(コピー)を提示することができない場合は必須】 ・ 相続関係図(必須の要件以外のときは任意) ・ 被相続人の除籍謄本又は除籍抄本 ・ 相続人の戸籍謄本又は抄本	
営農計画書 【複写(コピー)1部】	願出日現在における耕作状況及び今後の営農計画を記載してください。	
委任状 【原本1部】	(委任を受けて届出をする場合(使者を差向ける場合は不要)) ※ 行政書士でない者が業として官公署に提出する書類を作成すること及び本人に代わって意思表示することは法律により禁じられています。	
その他 【原本1部】	経緯書など必要に応じて	

【注意事項】

- ・ 農業委員会への提出は、毎月10日締切りです(10日が土曜・日曜・祝日の場合はその翌開庁日)。
- ・ 上記で不要とされた書類であっても、審議の過程で必要に応じて追加で提出していただく場合があります。